平成２４年（フ）第１２７１号
さいたま市中央区上峰１丁目11番10号　カーサ・ステラ202
債務者　嶺　　隆
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７２号
埼玉県川口市並木１丁目27番36―505号
債務者　小池　貴子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９５号
埼玉県鴻巣市大芦1742番地１
債務者　駒込千代子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２９号
埼玉県蕨市塚越６丁目11番12号　すずらん荘、旧住所埼玉県蕨市塚越３丁目４番10号高橋コーポ103号
債務者　永島忠雄こと　權　　忠雄
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４４４号
さいたま市西区大字指扇領別所109番地93　１―813
債務者　木村　正夫
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４５２号
埼玉県川口市大字安行領根岸1898番地の１ヒルズ松原208号
債務者　渡邊　和江
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５５９号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼126番地３ガーデンパレス光陽101号
債務者　赤塚文三枝
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５６５号
熊本市東区桜木４丁目13番104号
債務者　山下　伸一
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５６６号
熊本市東区桜木４丁目13番104号
債務者　山下小百合
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５７５号
熊本市西区河内町河内3382番地
債務者　大森　光古
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４５０号
沖縄県那覇市おもろまち３丁目５番１―506号　ソレイユ・ルヴァン公園前
債務者　大石　純子（旧姓大浜）
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１０４４号
東京都東大和市向原４丁目33番地の８レヂオンス東大和203号
債務者　椎名　由佳
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月13日午前11時東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０５８号
東京都日野市百草999番地百草団地262―405
債務者　加藤　京子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月13日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０８９号
東京都八王子市元八王子町３丁目2500番地カトレアハイツⅡ105号
債務者　小原　孝史
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月13日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２３４号
釧路市暁町６番18号　本間方
債務者　小板橋繭子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１１２号
栃木県佐野市朝日町2973番地　アサヒコーポ東19号室、前住所栃木県佐野市朝日町840番地　アサヒコーポ222
債務者　山﨑　充代
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部